

埼玉県立精神医療センター医療情報システム更新業務委託
落札者決定基準

本資料は、埼玉県立精神医療センター医療情報システム導入業務委託に係る入札の評価に関する基準について示すものである。

1 評価方法及び落札者の決定方法について

(1) 審査方式

落札者の決定においては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な提案者を選定するため、総合評価一般競争入札方式を採用し、システム導入体制および性能面（技術評価）、企画提案（提案評価）、システム導入費用（価格評価）の観点で総合評価を行う。

なお、評価は1次審査と2次審査を行い、当センターが設置する「埼玉県立精神医療センター医療情報システム更新業務委託総合評価審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）に諮って評価点を決定し、総得点の最も高い者を落札者とする。

(2) 評価項目について

① システム導入体制および性能面評価（技術評価）

「要求仕様書」に対する回答を所定の配点により採点する。

② 企画提案の評価（提案評価）

「提案仕様書」に記載の各提案項目に対して、提案書及びプレゼンテーションを審査委員が評価して採点する。

なお、審査委員は非公表とする。

③ システム導入費用の評価（価格評価）

システムの導入費用（入札書記載の価格）について、所定の計算式に基づき、価格評価を行う。

(3) 審査方法について

① 審査は、1次審査と2次審査を行う。

② 1次審査

1次審査では技術評価、価格評価を行う。1次審査では委員会で承認された基準に従い、事務局で採点する。

③ 2次審査

2次審査では審査委員会が提案評価を行い、1次審査の結果とあわせた総合得点の最も高い者を落札者とする。

(4) 配点

評価の対象となる配点は以下のとおりとする。

評価項目		技術評価点	提案評価点	価格評価点
技術評価	要求仕様の充足度	1,000	—	—
提案評価	提案書・プレゼンテーション 審査	—	2,000	—
価格評価	システムの導入費用	—	—	1,500
合計		1,000	2,000	1,500
		4,500		

(5) 留意事項

総得点の最も高い者が2人以上あるときは、提案評価点の最も高い者を落札者とする。それでも同じ場合には、価格評価点の最も高い者を落札者とする。それでも同じ場合には、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該競争加入者のうち出席しない者もしくはくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

(6) 有効数字

評価点の算出にあたっては、小数点以下2桁目までを有効とし、小数点以下3桁目で四捨五入する。

2 技術評価の方法について

(1) 技術評価は、必須項目と加点項目に区分して評価する。

回答方法は、必須項目、加点項目とも下表のとおりとする。

評価項目	
○	対応可能 システム導入費用（入札価格）の範囲内でカスタマイズ対応、オプション機能、要求システムとは異なるシステムによって実現されることも可とする。 ただし、その後のバージョンアップに保守の範囲内で対応できること。
×	対応不可能

(2) 必須項目

必須項目全2,950項目のいずれかに対し、「×」と回答した者は失格とする。

(3) 加点項目

① 各システムの加点項目に対し、下表に記載の通りの評価点を付与する。

対象	加点項目数	加点項目配点	1項目毎の配点
- 非機能要件	52	100点	1.92点
1 電子カルテ・ オーダーリングシステム	522	490点	0.94点
2 看護支援システム	248	225点	0.91点
3 医療観察法診療支援システム	26	20点	0.77点
4 調剤支援システム	0	0点	0点
5 薬歴管理・服薬指導システム	45	22.5点	0.50点
6 給食・栄養管理システム	16	8点	0.50点
7 放射線情報システム (RIS)	13	6.5点	0.50点
8 検体検査システム	0	0点	0点
9 医事会計システム	160	117点	0.73点
10 患者案内システム	0	0点	0点
11 診断書作成システム	0	0点	0点
12 看護勤務管理システム	0	0点	0点
13 医療安全集中管理システム	0	0点	0点
14 ハードウェア	16	8点	0.50点
15 ネットワーク	5	3点	0.50点
合計	1,103	1,000点	

② 技術評価点は、以下の計算式に基づき、算出する。

$$\text{システム毎の得点率} = \frac{\text{当該システムの加点項目について「○」と回答した数}}{\text{当該システムの加点項目数}}$$

$$\text{技術評価点} = (\text{各システムの加点項目配点} \times \text{「システム毎の得点率」}) \text{の和}$$

(4) その他

- ① 補足事項がある場合、コメント欄に記載すること。
- ② コメント欄に「詳細は打合せ後に決定する」等と回答していても、業務受託後に「打ち合わせた結果、実現できません」等と回答し要求対応しないことは一切認めないため注意すること。
- ③ 技術評価審査の必要に応じて入札参加者にヒアリングへの出席または追加資料の提出を求める場合がある。

3 提案評価の方法について

- (1) 提案評価は、審査委員による提案書およびプレゼンテーションの審査にて採点する。
- (2) 審査委員は、提案項目（全 10 項目）について、次のとおり評価をする。
- ア 極めて優れている . . . 3
 - イ やや優れている . . . 2
 - ウ やや劣っている . . . 1
 - エ 劣っている . . . 0
- (3) 配点は「提案仕様書」のとおりとし、配点別評価点は以下のとおり配分する。

評価基準			
3	2	1	0
配点の 100%	配点の 60%	配点の 30%	配点の 0%

- (4) 提案評価点は項目ごとに審査委員の平均値を算出し、その合計点を採用する。
- (5) 提案評価項目のうち、7年間の保守金額の総額が自社のシステム導入費用（入札価格）の 77%（入札価格×11%×7年分）を超えた場合は失格とする。
- (6) すべての提案項目について漏れなく記載されていることとし、記載が漏れている場合は失格とする。

4 価格評価の方法について

- (1) システムの導入費用（入札書記載の価格）として、以下の金額を評価の対象とする。
- ア システム導入費用
- ① 各システムのアプリケーション開発費用
 - ② 現行システムから新システムへのデータ移行費用
 - ③ システム接続費用
 - 現行システム側費用
 - 次期システム側費用
 - システム接続にかかる打合せ等で発生する費用
 - ④ 医療機器等接続費用
 - 現行医療機器側費用
 - 次期システム側費用
 - 医療機器等接続にかかる打合せ等で発生する費用
 - ⑤ クライアント端末設定費用
 - ⑥ その他諸経費等
 - 機器設置費用
 - 研修・教育経費
 - 各種ドキュメント作成・マスタ作成支援等費用
 - 各種工事費用（サーバ室工事その他設備に係わる工事等）

イ 機器等費用

- ① サーバ等ハードウェア費用（基本ソフトを含む）
- ② クライアント端末費用（必要なソフトウェアを含む）
- ③ その他周辺機器、設備及び備品費用
- ④ パッケージソフト費用（ライセンス費用含む）
- ⑤ オプションソフト費用（ライセンス費用含む）
- ⑥ ネットワーク更新費用
 - ネットワークの更新における機器の調達・設置・設定にかかる費用
 - ネットワークの更新における配線作業・工事にかかる費用

(2) 価格評価点は、次の式により計算した点数を与える。

価格点 = $1,500 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ （「価格」は消費税抜き）

(3) システムの導入費用（入札書記載の価格）が予定価格を上回る場合は、失格とする。

以上